

長野県農業再生協議会 総会 次第

日 時：令和2年3月18日（水）

13：00～14：00

場 所：JA長野県ビル12階 12C会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議長選出

4 議事録署名人の選任及び書記の任命

5 報告事項

- ・令和元年度事業の実施状況等について

6 協議事項

第1号議案 長野県農業再生協議会役員の選任について

第2号議案 令和2年度長野県農業再生協議会 事業計画（案）について

第3号議案 令和2年度長野県農業再生協議会 収支予算（案）について

第4号議案 令和2年度担い手・農地部会の借入金の最高限度額及び借入先（案）について

第5号議案 令和2年度長野県農業再生協議会 補正予算（案）について

7 そ の 他

8 閉 会

報告事項

令和元年度長野県農業再生協議会事業実施状況等について

Ⅰ 米・戦略作物部会

1 米・戦略作物部会の開催状況

期日	会場	協議事項等
令和元年 5 月 31 日 (金)	J A 長野県ビル 12C会議室	・ 役員の選任について ・ 平成 30 年度 事業報告について ・ 平成 30 年度 収支決算報告について
令和元年 12 月 12 日 (木)	J A 長野県ビル 特別会議室Ⅱ	・ 令和元年産米の生産調整の実施状況について ・ 令和 2 年度の米政策の推進について ・ 主食用米の需要に応じた適正生産及び水田フル活用の推進について ・ 令和 2 年産主食用米の生産数量目安値の提示について等

2 経営所得安定対策及び米政策等の推進

(1) 水田農業経営等に係る研修会の開催

会議等名称	期日	会場	協議事項等
米政策に係る市町村・ J A 等担当者会議	令和元年 9 月 18 日	安曇野スイス村 サンモリッツ 大ホール	・ 需要に応じた主食用米の適正生産について ・ 水田農業の体質強化の取組について ・ 生産数量目安値の算定ルールについて 等
水田農業複合化推進 に関する現地ヒアリン グ	令和元年 10 月 29 日	・ J A 大北 ・ J A あづみ	・ 水田農業複合化推進の現状と課題について
	令和元年 10 月 31 日	・ J A ながの (みゆき) ・ J A 信州うえだ ・ J A 佐久浅間	
水田農業複合化推進 検討会	令和元年 11 月 22 日	J A 長野県総合 研修所講堂	・ 水田農業の複合化に関する事例報告 (北アル プス地域) ・ 今後の取組についての意見交換 等
米政策推進会議	令和元年 12 月 12 日	J A 長野県ビル 特別会議室Ⅰ	・ 令和元年産米の生産調整の実施状況について ・ 令和 2 年度の米政策の推進について ・ 主食用米の需要に応じた適正生産及び水田フ ル活用の推進について ・ 令和 2 年産主食用米の生産数量目安値の提示 について 等
令和 2 年水田農業経 営所得安定対策等推 進研修会	令和 2 年 1 月 30 日	安曇野スイス村 サンモリッツ 大ホール	・ 令和 2 年度の米政策の推進について ・ 水田トリプルアップ運動の概要について ・ 令和 2 年度水田活用の直接支払交付金の活用 について ・ 水田農業の複合化の今後の取組について 等

(2) 経営所得安定対策推進パンフレット等の作成

パンフレット等名称	作成部数
経営所得安定対策と米政策	4,670 部
米政策に係る生産者向け啓発チラシ	182,600 部
そば、水田大豆栽培の手引き	各 2,000 部

3 経営所得安定対策等の加入状況について

※数値は申請時点（R1：R1.9.30 農林水産省公表 H30：H30.9.28 農林水産省公表）

（1）交付金別作付申請件数及び面積

区 分	水田活用の 直接支払交付金	畑作物の 直接支払交付金	備考
H30 年度	11,184 件 6,899ha	1,173 件 7,768ha	水田活用及び畑作物の直接支払 交付金の作物別作付申請面積の 内訳は（2）、（3）のとおり
R1 年度	10,943 件 6,900ha	1,146 件 7,911ha	
比 較	▲241 件 1ha	▲27 件 143a	

（2）水田活用の直接支払交付金の作物別作付申請面積

（単位：ha）

区分	麦	大豆	飼料 作物	WCS 用稲	米粉 用米	飼料 用米	加工 用米	そば	なたね	新市場 開拓用米
H30 年度	2,320	552	538	240	23	267	745	2,152	1	61
R1 年度	2,358	522	511	216	23	235	747	2,220	0	68
比 較	38	▲30	▲27	▲24	0	▲32	2	68	▲1	7

（3）畑作物の直接支払交付金の作物別作付申請面積

（単位：ha）

区分	麦	大豆	そば	なたね
H30 年度	2,539	1,557	3,656	16
R1 年度	2,606	1,567	3,728	10
比 較	67	10	72	▲6

（4）収入減少影響緩和交付金の申請状況

（単位：件、ha）

	件数	申請面積			
		計	米	麦	大豆
H30 年度	1,345	14,054	10,343	2,373	1,338
R1 年度	1,206	12,555	9,484	2,024	1,047
比 較	▲139	▲1,499	▲859	▲349	▲291

II 担い手・農地部会

1 人・農地プランの実質化支援

実施項目	時 期	場所等	参加者等
(1) 人・農地プランの実質化推進説明会の開催	7月8日	安曇野市 安曇野スイス村	328名
(2) 人・農地プランの実質化地区別検討会の開催	8月～9月 1月～2月	10 地域振興局 9 " (15 市町村)	現地支援チーム 市町村 等
(3) 「担い手・農地だより」の発行	8月、2月	認定農業者等に配布	各 6,700 部

2 中核的経営体等の確保・育成及び経営力向上支援

実施項目	時 期	場所等	参加者等
(1) 経営相談所の運営			
① 経営戦略会議の開催	4月～2月	13回(メール会議9回)	戦略会議メンバー
② 専門家等を含む支援チームの派遣	4月～3月	専門家:14人、延39回	対象:24経営体
③ 経営相談会の開催	9月～3月	6地区(7回)	152名
(2) 農業経営管理能力向上セミナーの開催	12月12日 1月17日	塩尻市 県総合教育センター	47名 39名
(3) 信州農業トップランナー研修会の開催	1月28日	長野市村山ホール	41名
(4) 農業経営法人化支援事業	3月	—	4組織
(5) 集落営農経営発展支援研修会の開催	11月19日	安曇野市安曇野スイス村	96名
(6) 企業の農業参入促進研修会の開催	9月19日	"	41名
(7) 農業労働力確保支援研修会の開催	10月25日	"	65名
(8) 農業女子経営力アップ支援事業の実施	通年	販路拡大、マルシェ出店	10グループ

3 農地の有効活用の推進

実施項目	時 期	場所等	参加者等
(1) 農地流動化検討会の開催 (人・農地プランの推進方針検討 等)	4月～2月	6回	部会事務局員
(2) 農地利用最適化推進担当者研修会の開催	6月4日	塩尻市総合文化センター	151名
(3) 遊休農地活用推進研修会の開催	2月12日	安曇野市安曇野スイス村	104名

4 収入減少影響緩和交付金の農業者積立金の管理

通年

Ⅲ 野生鳥獣被害対策部会

1 平成 25・26 年度 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業関連書類の保管

関係書類名	保管場所	保存期限	備考
農業再生協議会（野生鳥獣対策部会） 振込受付書つづり	長野県森林組合連 合会	5 年 (令和 2 年 3 月まで)	出納帳・通帳
農業再生協議会関係つづり	長野県森林組合連 合会	5 年 (令和 2 年 3 月まで)	
平成 26 年度 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業交 付金②-1	鳥獣対策・ジビエ 振興室	5 年 (令和 2 年 3 月まで)	計画・内示・交付決定 ・確定・支払・返還
農業再生協議会関係つづり	鳥獣対策・ジビエ 振興室	5 年 (令和 2 年 3 月まで)	

IV 中山間地農業振興部会

1 市町村の将来ビジョンに関する支援関係

実施項目	実施時期	実施場所等
(1) 平成31年度ビジョンの策定支援	平成31年 3月1日認定	73市町村(中山間地のない小布施町、原村、山形村、松川村を除く)
(2) 令和2年度ビジョンの策定支援	令和2年 3月認定予定	73市町村(中山間地のない小布施町、原村、山形村、松川村を除く)

2 地域別農業振興計画に関する支援関係

実施項目	実施時期	実施場所等
(1) 平成31年度計画の策定支援	平成31年 3月1日認定	10地区(全地域振興局、対象77市町村)
(2) 令和2年度計画の策定支援	令和2年 3月認定予定	10地区(全地域振興局、対象77市町村)

3 横断的な課題に対する検討関係

実施項目	実施時期	実施場所等	参加者等
中山間地振興に係るJ A長野県グループと長野県の連携打ち合わせ	令和元年8月5日	J A長野県ビル	8名

4 中山間地農業ルネッサンス推進事業に関する支援関係

実施項目	実施時期	実施内容、事業等
(1) 伊那市推進事業	4～3月	・伊那市農産物等販売促進活動 ・やまぶどう新商品生産拡大説明会 ・入野谷在来種そば復活支援 ・高遠てんとうなんばん普及支援
(2) 飯島町推進事業	6～2月	・ドローン農薬散布実験 ・ドローン操縦講習会開催 ・ドローン操縦免許取得補助
(3) 長野県推進事業	4～3月	○松本地域 ・檜川地域おこし農家組合を対象とした伝統野菜「羽淵キウリ」の生産振興 ・生坂村公社研修生等のぶどう栽培技術習得支援 ○北アルプス地域 ・陸わさびの生産振興(害虫対策指導・林地新植圃場の土壌分析指導) ○長野地域 ・先進技術習得のための実践ほ場を設置(ぶどう、りんご) ・実践ほ場で先進技術習得講座を開催 ・技術実践ほ場の生育画像、気象データ等の関連データを配信

第1号議案

長野県農業再生協議会役員の選任について

長野県農業再生協議会の役員に欠員が生じたため、規約第7条第1項の規定により選任を行う。

長野県農業再生協議会 役員

役 員	氏 名	備 考
副会長		

【参考】 役員の選任等に関する規程

長野県農業再生協議会規約 (抜粋)

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 県協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 監 事 2名
- 2 前項の役員は、第5条第1項に規定する会員の代表者の中から総会において選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第8条 会長は県協議会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
- (1) 県協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第2号議案

令和2年度 長野県農業再生協議会事業計画（案）

国は、農林水産業を成長産業にするため、攻めの農業を展開する基盤づくりと担い手への農地集積・集約化、農林水産物・食品の高付加価値化を推進するとともに、水田のフル活用や経営所得安定対策を着実に実施することとした。また、美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承するため、良好な景観を形成している農村が、構造改革が進む中でも多面的機能を維持・発揮できるようにする取組を進めることとしている。

本県では、平成30年度からスタートした「第3期長野県食と農業農村振興計画」において、次代の長野県農業・農村を担う者に、農地や技術、郷土食、農村文化、農村景観などを確実に“つなぐ”とともに、農業・農村の魅力を向上するため、「次代へつなぐ信州農業」、「消費者とつながる信州の食」、「人と人がつながる信州の農村」の3本柱で政策を展開することとしている。

これらの状況を踏まえ、当協議会においては、国や県の施策を積極的に活用して、主食用米の適正生産や水田農業の体質強化をはじめ、中核的経営者の育成や農地の集積・集約化の推進、耕作放棄地の再生活用等による地域農業の構造改革を図るとともに、中山間地の農業・農村振興に向け、関係者が一丸となって取組を進めることとする。

令和2年度 米・戦略作物部会事業計画（案）

1 基本方針

国は、引き続き主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の下で、「水田活用の直接支払交付金」や「畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）」などによる支援を継続するとともに、国が策定する需給見通し等を踏まえ、主食用米の需給に応じた適正生産を推進することとしている。

本県としても、長年に亘って築き上げてきた、関係機関・団体・生産者が一体となった需給調整の枠組みをしっかりと維持し、引き続き、主食用米の需要に応じた適正生産に取り組むこととする。また、実需者との結び付きの強化や安定取引の拡大に向けた複数年・播種前契約の推進、水田農業の所得確保と経営発展に向けた「水田農業トリプルアップ運動」の展開により、持続性の高い活力ある水田農業の実現を図るとともに、加工・業務用野菜等の高収益作物への作付け誘導に重点的に取り組む。

2 事業計画

（1）主食用米の需要に応じた適正生産及び水田フル活用の推進

「令和2年度の米政策の推進について(令和元年12月12日長野県農業再生協議会決定)」に基づき、県、市町村、JAグループ、集荷業者等を構成員とする県及び地域段階の農業再生協議会が中心となり、需要に応じた主食用米の適正生産を推進するとともに、地域の水田をフルに活用した特色ある産地づくりを進め、水田農業の体質強化を図る。

ア 主食用米の需要に応じた適正生産の推進

（ア）主食用米の生産数量目安値の設定と目安値に沿った適正生産の推進

（イ）作付オーバー協議会の「行動計画」の策定・実行による作付オーバーの解消

（ウ）地域間調整により目安値を100%活用した主食用米生産の推進

（エ）米の安定取引に向けた複数年・播種前契約の推進

（オ）加工用米や新規需要米（飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米）、備蓄米の積極的な作付け推進

（カ）適正生産に向けた啓発用チラシの作成・配布

イ 水田フル活用ビジョンの策定・推進

（ア）地域の水田をフルに活用した特色ある産地づくりの推進

（イ）「水田活用の直接支払交付金（産地交付金）」の最大限の活用促進

ウ 経営所得安定対策の活用

担い手農家の経営安定に向けて「畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）」や「米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）」の活用を推進

エ 農業保険制度の活用推進

農業経営のセーフティーネットとして、収入保険制度（農業経営収入保険事業）又は農業共済及びナラシ対策への加入を推進

(2) 水田農業の体質強化

水田経営の複合化に向けた園芸品目等の導入、県産米の高品質化やオリジナル品種の生産拡大、徹底したコスト削減を関係機関・団体が一丸となって進め、競争力・ブランド力・収益力の3つの力を向上させる「水田農業トリプルアップ運動」の推進により、水田農家の所得の確保と経営の発展を図る。

ア 水田経営の複合化（競争力アップ）

- (ア) 地域に適した収益性の高い園芸品目等の作付誘導
- (イ) 麦・大豆・そば等の組み合わせ、2年3作の輪作体系の普及推進
- (ウ) 国の交付金制度の活用による加工用米、新規需要米などの生産拡大
- (エ) 意欲のある農業者による米の輸出促進

イ 米の品質向上・オリジナル品種の生産拡大（ブランド力アップ）

- (ア) 1等米比率全国1位を維持するため、プロジェクトチームで地域の課題を分析・解決策を実践
- (イ) 県オリジナル品種のブランド化と、実需者ニーズに応じた作付推進・生産拡大
- (ウ) 特別栽培等のこだわり栽培による米の高付加価値化の推進

ウ 徹底したコスト削減（収益力アップ）

- (ア) AI・IoT技術を活用したスマート農業技術の農業者への実装を加速化
- (イ) 「トヨタ式カイゼン手法」により、担い手経営体が行う生産工程のカイゼン活動を支援
- (ウ) 農地中間管理事業の積極的な活用等による担い手への農地集積の推進
- (エ) 省力・低コスト技術の積極的な導入

令和2年度の米政策の推進について

令和元年 12 月 12 日
長野県農業再生協議会

1 基本的な考え方

令和元年産米を取り巻く全国の情勢は、作付面積は減少し、作況が 99 の「平年並み」となり、主食用米の予想収穫量は、国が定めた生産数量と同程度の 727 万トンが見込まれる。このため、来年 6 月末の民間在庫量は、引き続き価格安定の適正水準とされる 200 万トンを下回る 189 万トンが見込まれ、主食用米の需給状況は前年産と同水準が維持される見通しとなっている。

しかし、9 月末現在で予想されたとおり、作況が 101 であれば、国の示す適正生産量を上回る恐れがあったため、作柄に助けられた部分も多い。

一方、米の需要量は、国民の食生活の多様化や少子・高齢化などの影響により、1 人当たりの米の消費量の減少と人口の減少により、減少幅が拡大していることから、引き続き米の需給を均衡させ、米価の大幅な下落を防ぐためには、主食用米の需要に応じた適正生産を推進することが必要となっている。

このため、国は主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の枠組みの下で、引き続き「水田活用の直接支払交付金」や「畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）」などによる支援を継続するとともに、国が策定する需給見通し等を踏まえ、生産者や集荷業者・団体が中心となって生産が行えるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって主食用米の需給に応じた適正生産を推進することとしている。

また、米の需給及び価格の安定を図っていくためには、産地が実需者のニーズを的確に把握し、実需者としてしっかりと結びついた複数年・播種前契約等の安定的な取引関係を構築することが重要としている。

そこで、本県においても国の方針を踏まえ、引き続き、農業再生協議会を中心に、協議会の構成員（県、市町村、JAグループ、集荷業者ほか関係機関・団体）が、密接な連携と適切な役割分担の下、全ての農業者が協調して米の需給と価格の安定に向け、需要に応じた主食用米の適正生産に一丸となって取り組むものとする。

さらに、地域自らの発想・戦略と地域の合意による「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特性に応じた水田農業を推進するとともに、水田農家の所得向上を図るため、関係者が一丸となって収益性の高い園芸品目等の導入による経営の複合化、県産米の高品質化やブランド化、スマート農業技術の導入による農作業の効率化や徹底した生産コストの削減に取り組み、水田農業の体質強化を図るものとする。

2 具体的な推進方策

（1）主食用米の需要に応じた適正生産及び水田フル活用の推進

ア 推進体制

県、市町村、JAグループ、集荷業者等を構成員とする県及び地域段階の農業再生協議会が中心となって、需要に応じた主食用米の適正生産を推進するとともに、地域の水田をフルに活用した特色ある産地づくりや水田農業の体質強化を図る。

イ 主食用米の需要に応じた適正生産の推進

- ① 主食用米の需要に応じた適正生産については、国が示す需給見通しに沿って、県農業再生協議会が定める生産数量目安値（以下「目安値」という。）により進めるものとし、令和2年産米の目安値は、別紙「主食用米の需要に応じた適正生産及び水田フル活用の推進について」により算定し、県農業再生協議会地方部に提示する。

取組に当たっては、農業再生協議会を中心とした農業者、農業者団体の主体的な取組と行政のきめ細かな対応により、農業者の理解と協力のもとに各地域において、全ての農業者が協調して目安値に沿った生産が行われるよう努める。
- ② 令和元年産において目安値の範囲内で生産ができなかった地域農業再生協議会及び2年産において目安値の範囲内での生産が困難となる恐れのある地域農業再生協議会については、「行動計画」の策定を行い、これに沿った取組を行う。
- ③ 目安値の100%活用による主食用米の生産を推進するため、JAグループが主体となって、目安値の地域間調整に取り組む。
- ④ 実需者との結び付きの強化や安定的な取引を積極的に進めるため、主食用米について複数年・播種前契約の取組を推進する。
- ⑤ 主食用米とは別枠で生産できる加工用米や、新規需要米（飼料用米、稲発酵粗飼料用稲、米粉用米、新市場開拓用米等）、都道府県別優先枠のある備蓄米について、積極的な作付を推進することにより、主食用米の適正生産を進める。
- ⑥ 地域の米の需要動向を客観的に見極め、需要に応じた主食用米の適正生産を産地自らが推進することが求められていることから、消費者・流通業者の評価や需給動向など米づくりに関する情報のより積極的な収集・共有に努める。

ウ 水田フル活用ビジョンの策定・推進

- ① 農業再生協議会は、国の「水田活用の直接支払交付金」などの支援措置を最大限に活用し、水田のフル活用を進めるため、目安値を踏まえた主食用米の適正な作付けのほか、水田への加工・業務用野菜等の園芸作物の導入や麦・大豆等の戦略作物の生産性向上、需要が期待できる新規需要米の作付け目標や導入する技術など、水田活用の取組方針を記載した「水田フル活用ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を策定し、構成機関・団体との密接な連携により、計画の実現に向けた取組を推進する。
- ② ビジョンの策定に当たっては、地域の水田農業の担い手や農地の利用集積の目標等について、集落段階での話し合いと合意形成を行い、その実現に向けて地域の関係者が一体となった取組を推進する。

なお、地域の水田農業を担う十分な担い手の確保・育成が困難な地域等にあっては、実情に応じて集落を基礎とした生産組織、作業受託組織等の多様な担い手による生産体制の整備を図る。

エ 経営所得安定対策等の活用

水田を活用した戦略作物（麦、大豆、飼料作物、新規需要米等）や地域振興作物（そば、野菜等）の生産振興、畑地への麦、大豆、そば等の作付けなどにより、農業者の経営安定に向けた取組を推進するため、農業再生協議会の関係者が連携し、農家、集落営農組織等に対してきめ細かな説明等を行い、経営所得安定対策等の有効な活用を図る。

① 「畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）」及び「米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）」は、交付対象者が認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者に限定されていることから、多くの農業者が交付対象となるよう、地域農業再生協議会と連携し、担い手への誘導を図る。

② 「水田活用の直接支払交付金」は、水田機能等を有効に活用し、戦略作物や地域振興作物の作付拡大、産地づくりを進めるため、加算措置等を含めて積極的な活用を図る。

また、これまで需給調整に参加してこなかった生産者に対しても積極的に活用を促し、目安値に沿った生産へと誘導を図る。

③ 地域の特色ある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な「産地交付金」を十分活用する。

オ 農業保険制度の活用推進

農業者が、自ら自然災害等のリスクに対する備えを行い、経営安定を図るためのセーフティネット対策として、「収入保険制度（農業経営収入保険事業）」又は「農業共済及び米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）」のいずれかを選択して加入が進むよう、制度の周知徹底と加入推進を行う。

なお、収入保険制度への加入に当たっては、青色申告による税務申告が要件となることから、農業者への情報提供に配慮する。

（２）消費者に信頼される安全・安心な米づくりの推進

生産段階における栽培履歴の記帳の徹底及びGAPの取組、環境にやさしい米づくりの推進により、自然環境の保全、食品安全の確保、労働安全の確保を図り、消費者に信頼される安全・安心な米づくりを推進する。

（３）水田農業の体質強化の取組推進

ア 水田経営の複合化【競争力のアップ】

① 集落営農組織や雇用労働力を有している法人などの経営体を中心に、生産者団体との密接な連携により、対象経営体に合わせた産地（JA）推進品目（機械化体系が可能な加工・業務用野菜、育苗ハウスの後利用など）を導入して経営の複合化を推進することで、収益性の高い生産構造への転換を進め、競争力の向上を図る。

- ② 麦・大豆・そばについては、現在の主産地を主体に、基本技術の徹底による収量アップや品質の向上、2年3作の栽培体系の導入のほか、ブロックローテーションによる持続的な輪作体系などの推進により本作化を進める。
- ③ 安定的な稲作大規模経営を行うため、多収品種を用いた加工用米・新規需要米等の作付を拡大するなど、非主食用米を組み合わせることで作期の分散を進める。
- ④ 米の販路を拡大するため、意欲ある農業者による米の輸出を促進する。

イ 県産米の品質向上・オリジナル品種のブランド化【ブランド力のアップ】

- ① 1等米比率全国1位を目標に、プロジェクトチームによる地域の現状分析と、課題を解決するためのきめ細かな技術指導を展開する。また、実需者・消費者に選ばれる高品質な米生産を進めるために、高温登熟障害（胴割米・白未熟粒）・雑草イネ対策の実施、適正な肥培管理技術等を徹底する。
- ② 実需者等から評価の高い県オリジナル米「風さやか」については、「風さやか推進協議会」が中心となり、作付拡大・品質向上のための生産技術対策と認知度向上のためのPR活動を一体的に実施し、ブランド力の向上を図る。
また、長野県営業本部と連携し、県外へのPRについても展開する。
- ③ 産地の立地状況などを踏まえ、特別栽培米など特徴のある高付加価値な米の生産を推進する。
- ④ 機能性に優れた大麦「ホワイトファイバー」の安定生産・作付拡大を推進するとともに、小麦については、「シラネコムギ」、「ゆめきらり」等に代わる麺用主力品種、「ハナマンテン」に代わるパン・中華麺用品種の選定・作付けにより、実需者等に信頼される産地形成を進める。

ウ 徹底したコスト削減【収益力のアップ】

- ① 効率的な水田農業構造の実現のため、人・農地プランを踏まえて、農地中間管理事業の積極的な活用により、地域の中心となる経営体へ農地の集積が円滑に行われるよう努める。
- ② ICTを活用した効率的な生産体系システムの構築に向けた経営改善指導の実施、AI・IoTを活用したスマート農業技術・省力化技術の導入による労働生産性の向上、環境にやさしい農業の推進による肥料・農薬の使用量の削減などにより収益力の向上を図る。

令和2年産年産主食用米の生産数量目安値

1 国の基本指針に掲げる令和2年産主食用米等生産量 (R1.11.20公表)

708～717万 トン

2 県域の生産数量目安値

191,335 トン

3 県農業再生協議会地方部別の生産数量目安値

農業再生協議会 地方部	令和2年産米 生産数量目安値	(参考) 令和元年産米 生産数量目安値	増 減 令和元年対比	関係JA
佐 久	23,841 トン (3,644 ha)	24,300 トン (3,725 ha)	▲ 459トン 98.1%	長野ハヶ岳、佐久浅間
上 田	15,857 トン (2,641 ha)	16,067 トン (2,663 ha)	▲ 210トン 98.7%	信州うえだ、佐久浅間 (一部)
諏 訪	13,005 トン (2,061 ha)	13,110 トン (2,080 ha)	▲ 105トン 99.2%	信州諏訪
上伊那	28,305 トン (4,430 ha)	28,533 トン (4,466 ha)	▲ 228トン 99.2%	上伊那
南信州	11,247 トン (1,887 ha)	11,338 トン (1,894 ha)	▲ 91トン 99.2%	みなみ信州
木 曽	1,887 トン (352 ha)	1,934 トン (361 ha)	▲ 47トン 97.6%	木曽
松 本	43,915 トン (6,818 ha)	44,280 トン (6,888 ha)	▲ 365トン 99.2%	松本市、松本ハイランド、塩尻市、 洗馬、あづみ、木曽 (一部)
北アルプス	19,656 トン (3,244 ha)	19,815 トン (3,257 ha)	▲ 159トン 99.2%	大北
長 野	19,541 トン (3,392 ha)	19,827 トン (3,444 ha)	▲ 286トン 98.6%	ながの、グリーン長野
北 信	14,079 トン (2,509 ha)	14,213 トン (2,532 ha)	▲ 134トン 99.1%	中野市、ながの (一部)
合 計	191,335 トン (30,979 ha)	193,417 トン (31,311 ha)	▲ 2,082トン 98.9%	

(注1) 上田地方部のJA佐久浅間(一部)は東御市(旧北御牧村)分、松本地方部のJA木曽(一部)は塩尻市(旧楢川村)分、北信地方部のJAながの(一部)は中野市(旧豊田村)、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村分である。

(注2) () は面積換算値で、四捨五入により一致しない場合がある。

(注3) 令和2年産生産数量目安値の面積換算値は、「市町村別10a当たり平均収量(平成24年～30年の7ヶ年の中値5ヶ年を平均)」に補正係数を乗じて、関東農政局公表の「令和元年産水稻の作柄地帯別10a当たり平均収量」に整合させた単収により、市町村域毎に算定し、小数点以下を四捨五入したものを参考値として記載した。

(注4) 令和元年産生産数量目安値の面積換算値は、「市町村別10a当たり平均収量(平成23年～29年の7ヶ年の中値5ヶ年を平均)」に補正係数を乗じて、関東農政局公表の「平成30年産水稻の作柄地帯別10a当たり平均収量」に整合させた単収により、市町村域毎に算定し、小数点以下を四捨五入したものを参考値として記載した。

令和2年産主食用米の地域再生協議会別生産数量目安値

(県再生協地方部会議において決定)

地域協議会	数 量 (トン) ①	単 収 (kg/10a) ②	面 積 (ha) ③=①/②
小諸市	3,903	633	617
佐久市	14,855	667	2,227
小海町	186	593	31
佐久穂町	1,645	614	268
川上村	0		0
南牧村	81	525	15
南相木村	11	526	2
北相木村	15	524	3
軽井沢町	86	582	15
御代田町	707	614	115
立科町	2,352	670	351
上田市	9,755	595	1,639
東御市	4,121	622	663
長和町	1,321	584	226
青木村	660	585	113
岡谷市	434	623	70
諏訪市	2,196	650	338
茅野市	5,299	641	827
下諏訪町	106	622	17
富士見町	2,819	615	458
原村	2,151	612	351
伊那市	12,105	647	1,871
駒ヶ根市	4,720	633	746
辰野町	1,687	621	272
箕輪町	2,311	640	361
飯島町	3,136	630	498
南箕輪村	1,535	656	234
中川村	1,404	623	225
宮田村	1,407	628	224
南信州	11,247		1,887
飯田市	4,334	602	720
松川町	991	607	163
高森町	1,252	609	206
阿南町	834	578	144
阿智村	816	583	140
平谷村	27	457	6
根羽村	159	570	28
下條村	591	592	100
売木村	231	575	40
天龍村	81	506	16
泰阜村	252	563	45
喬木村	698	609	115
豊丘村	788	608	130
大鹿村	193	546	35

地域協議会	数 量 (トン) ①	単 収 (kg/10a) ②	面 積 (ha) ③=①/②
木曽	1,887		352
木曽町	683	506	135
上松町	223	529	42
南木曽町	442	570	78
木祖村	179	544	33
王滝村	65	523	12
大桑村	295	568	52
松本市	17,639	651	2,710
塩尻市	3,570	641	557
安曇野市	19,514	641	3,044
麻績村	783	635	123
生坂村	329	622	53
山形村	647	638	101
朝日村	289	600	48
筑北村	1,144	631	181
大町市	8,776	611	1,436
池田町	3,267	632	517
松川村	4,572	635	720
白馬村	2,256	541	417
小谷村	785	523	150
長野市	8,148	566	1,440
須坂市	1,027	588	175
千曲市	2,471	547	452
坂城町	796	557	143
小布施町	564	591	95
高山村	552	571	97
信濃町	2,994	608	493
飯綱町	2,769	608	455
小川村	220	515	43
中野市	2,700	563	480
飯山市	6,709	566	1,185
山ノ内町	499	566	88
木島平村	2,150	571	376
野沢温泉村	902	561	161
栄村	1,119	511	219
県調整分	2	620	0
合計	191,335		30,976

(ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある)

令和2年度 担い手・農地部会 事業計画（案）

1 人・農地プランの実質化支援

地域の課題解決に向けた人・農地プラン実質化の取組を推進するとともに、優良事例の発信、関係機関・団体との情報共有・連携を進める。

(1) 人・農地プランの作成・見直し・実践への支援

- ア 人・農地プランの実質化推進研修会の開催 6月
- イ 地区別検討会の実施 2回（8・2月）
- ウ 農地流動化検討会の開催（情報共有、課題検討当） 隔月

(2) 優良事例紹介、情報共有・連携強化

- ア 「担い手・農地だより」発行 2回（8・2月）
- イ 「農業構造政策推進資料」発刊 3月
- ウ ホームページを活用した情報発信 通年

2 中核的経営体等の確保・育成及び経営力向上支援

農業者が創意工夫して農業経営を展開できるよう、「農業経営相談所」を引き続き設置し、専門家の活用を含めた伴走支援等により、農業者個々の経営実態や発展段階に応じた課題の解決を支援するとともに、認定農業者や集落営農組織などの中核的経営体の経営力の向上や労働力の確保の取組、女性農業者の事業発展活動を支援し、地域農業の活力向上を図る。

(1) 農業経営相談所の運営

- ア 経営戦略会議の開催及び運営 4月～（6回/年）
- イ 専門家等を含む支援チームの派遣 4月～（随時）
- ウ 経営相談会の開催 県下5地域
- エ 信州農業MBA研修の開催 11月～（8回）
- オ 農業経営法人化支援事業 法人化10組織

(2) 地域の実情に沿った経営体の育成支援

- ア 集落営農経営発展支援研修会の開催（法人化促進、経営安定対策） 11月
- イ 農業経営管理能力向上セミナーの開催（財務・税務、労務管理） 2回（11・1月）

(3) 雇用人材の確保支援

- 農福連携推進研修会（農業労働力確保支援研修会）の開催 10月

(4) 女性農業者の経営力向上支援

- 女性農業者活動支援事業の実施（農業女子経営力アップ支援事業） 8グループ

3 農地の有効活用の推進

農地中間管理事業の活用による中核的経営体への農地集積・集約化の推進及び遊休農地の発生防止や再生・活用に向けた活動の推進を図る。

(1) 中核的経営体への農地の集積・集約化支援

- ア 農地流動化検討会の開催（情報共有、課題検討等）《再掲》 隔月

(2) 遊休農地の発生防止及び再生・活用支援

- ア 遊休農地解消月間の設定 8月
- イ 遊休農地活用推進研修会の開催 2月

4 収入減少影響緩和交付金の農業者積立金の管理

通年

令和2年度 担い手・農地部会活動方針

I 担い手・農地を取り巻く情勢

担い手の減少や高齢化に伴う農業生産力や農村集落機能の低下、TPP11 や日米貿易協定など国際化の進展等、農業農村が多くの課題に直面する中、長野県農業を将来にわたり持続的に発展させていくためには、地域農業を担う農業経営体の確保・育成及び農地利用の効率化・高度化による農業生産構造の立て直しが喫緊の課題である。

このような状況において、長野県では「第3期長野県食と農業農村振興計画（2018年度～2022年度）」をスタートさせ、認定農業者などの中核的経営体¹の育成や、農地中間管理事業の活用を軸とした農地の利用集積・集約化、経営力の強化や雇用人材の安定確保、農業の高付加価値化・6次産業化などを複層的に推進することとしている。

一方、国は、農地中間管理事業推進法等の改正により、人・農地プランの実質化や農地中間管理事業の手續改善、農地利用集積円滑化事業の廃止など新たな施策展開の枠組みを示し、地域における人と農地の問題解決に向けた取組をさらに加速させ、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立を目指している。

これらの状況に的確に対応するためには、人と農地の問題解決に向けた取組を行政と農業団体等がさらに連携を強化し、一体となって施策を進める必要がある。

II 地域農業の持続的発展に向けた活動方針

1. 基本的な考え方

当部会は、農業の担い手や経営形態が多様化する中で、集落等における話し合いを通じ、今後の地域農業のあり方を明確化した「人・農地プランの実質化」を着実に進めるとともに、担い手の経営基盤の確立・強化に向け、認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織などの「中核的経営体」の経営管理能力の向上や雇用人材を安定的に確保しながら経営の複合化・多角化・高度化に取り組む農業経営体の育成を図る。

併せて、県、JA長野中央会、（一社）長野県農業会議、長野県農地中間管理機構（以下「機構」という。）、及び長野県土地改良事業団体連合会による「人・農地プランの推進及び農地中間管理事業の活用促進に向けた関係機関の連携に係る活動方針」（5者合意）に基づき、機構の活用を基軸とした農地の利用集積・集約化を進め、中核的経営体の効率的な経営を支援するとともに、遊休農地対策を推進し、農地利用の最適化を目指す。

さらに、担い手が不足する地域においては、集落営農組織の育成や広域展開する農業法人の誘致、JA出資法人との連携などの検討や、地域内で労力等を相互補完する体制の構築を支援し、地域農業の維持・発展を図る。

加えて、部会構成機関からなる「農地流動化検討会」を定期的に開催し、県内の取組状況の共有と課題解決に向けた検討を行い、人・農地プランの実質化を通じた農地利用の最適化を推進する。

2. 重要活動項目

（1）人・農地プランの実質化

ア 実質化に向けた支援

地域の話し合い活動などの具体的な取組が円滑に行われるよう、研修会の開催などを通じて県内外の優良事例の横展開を図るとともに、地域振興局支援チームと連携して、人・農地プランの実質化に向けた地区別検討会を引き続き開催し、地域の実情に応じた取組を支援する。

¹ 認定農業者（主たる農業従事者が他産業と同等の所得等を確保している又はそれを目指している経営体として市町村が認定した者）、基本構想水準到達者（認定農業者と同水準の経営体として市町村が判断した者）、認定新規就農者（新たな担い手として市町村が認定した者）、集落営農組織を総称して「中核的経営体」と定義（国が定義する「中心経営体」と同義）。

イ 継続的な取組支援

人・農地プランの達成に向け、引き続き、研修会の開催や広報誌の発行を通じ、市町村が行う関係機関と連携した実践活動や、農業委員や農地利用最適化推進委員による毎年の耕作状況の把握などの取組を支援する。

(2) 中核的経営体の確保育成及び経営力向上

ア 農業経営の改善・発展支援

- ① 農業経営者総合サポート事業を活用して「農業経営相談所」を設置し、農業者の経営改善に向けた専門家の派遣などの個別伴走支援や地域ごと開催する経営相談会を通じて、個々の経営実態や発展段階に応じた課題解決を支援するとともに、信州農業MBA研修会を開催し、本県農業を先導するトップランナーを目指す農業経営体の経営力向上と経営発展を支援する。
- ② 集落営農組織の経営発展に向けた研修会や、認定農業者等の経営管理能力の向上を図るためのセミナーを開催し、法人化や組織再編、円滑な経営継承等に向けた取組を支援する。

イ 地域の実情に沿った経営体の育成支援

- ① 水田を中心とした地域においては、農地の利用集積・集約化による大規模経営体の育成や集落営農の組織化、園芸作物を中心とした地域においては、新規就農者の確保や労働力補完体制の整備などを進めるために、それぞれの実情に応じて専門家等を派遣し、地域の課題解決に向けた取組を支援する。
- ② 担い手が不足する地域では、人・農地プラン地区別検討会等を通じて、地域外からの新規就農者や広域展開する農業法人等の積極的な呼び込み、作業受託組織の育成、市町村による農業公社等の設立、JA出資法人との協力体制の構築、兼業農家の定年後の専門化など幅広い取組を支援する。
- ③ 既存の集落営農組織に対しては、研修会等を通じて、経営の改善・安定化に向けた法人化や、経営状況や地域の実情に応じた組織の広域連携や合併再編等を支援する。

ウ 雇用人材の確保支援

JA長野県農業労働力支援センターと連携し、研修会等の開催により、農福連携による障がい者就労や、求人求職者マッチングの促進によるシニア層や子育て世代の就労など多様な人材の就農を支援する。

エ 女性農業者の経営力向上

女性が経営主体として個性や能力を発揮するため、活動経費への助成等によりスキルアップなどを支援する。

(3) 農地利用の最適化の推進

ア 中核的経営体への農地集積・集約化

- ① 長野県農業開発公社（農地中間管理機構）が行う農地中間管理事業の活用を基軸として推進し、農業農村整備事業を効果的に活用しながら、農地の集積・集約化による農業生産性の向上等を進める。
- ② 農地流動化情報や貸し手、借り手に対する権利設定の状況、関連事業の状況等を関係機関で定期的に情報共有図りながら、効果的な農用地利用調整活動を推進する。
- ③ 地域及び農業者が機構集積協力金等の支援施策を十分に活用できるよう制度の周知を進める。

イ 遊休農地の発生防止及び再生・活用支援

- ① 「遊休農地解消月間」の設定や遊休農地活用研修会の開催等により、遊休農地の発生防止と再生・活用を啓発する。
- ② 機構のマッチングコーディネーターを中心に、地域合意のもと、広域展開する農業法人や一般企業など多様な担い手と農地とのマッチングを促進する。

Ⅲ 第3期長野県食と農業農村振興計画等における目標指標

年 度 項 目	現状(2016年度) (基準年)	2020年度 (年度目標)	2022年度 (目標年)
中核的経営体数	8,998 経営体	9,737 経営体	10,000 経営体
認定農業者	6,801 経営体	7,000 経営体	7,150 経営体
市町村基本構想水準到達者	1,532 経営体	1,900 経営体	2,000 経営体
認定新規就農者	338 経営体	500 経営体	500 経営体
集落営農組織	327 組 織	337 組 織	350 組 織
法人経営体数 及びその常雇用者数※1	958 法人 (6,420 人)	1,040 法人 (6,940 人)	1,080 法人 (7,170 人)
中核的経営体への集積面積※2	42,255 ha	50,600 ha	57,200 ha
集積率	39 %	48 %	54 %
荒廃農地の解消面積	991 ha/年	1,000 ha/年	1,000 ha/年

※1 常雇用者の現状は2017年度数値(農村振興課推計)

※2 現状は2015年度数値

令和2年度 中山間地農業振興部会事業計画（案）

1 基本的方針

中山間地の農業は、農業者の高齢化や人口減少が進む中においても、国民に安定的に食料を供給する食料生産の場と、国土保全や水源の涵養など多面的機能の発揮の場として重要な位置を占めている。

また、都市住民などの生活観・価値観の多様化から、農村へ移り住みたいという「田園回帰」や「定年帰農」など非農家の農業・農村に対する関心が高まっている。

一方、担い手不足など「人の課題」、それに起因する遊休農地の増加、野生鳥獣被害の発生など「生産面の課題」、加えて、これまで行われてきた農道の共同管理活動が低下するなどの「農村の課題」が山積しており、それぞれの課題が複雑に絡み合っている現状にある。

このため、地域の様々な資源を活かし、磨き上げ、創意工夫をこらして自発的に活性化に取り組む地域に対し、県や市町村、ＪＡグループ、土地改良区などの関係機関・団体が連携して、濃密かつ戦略的な支援を行う。

2 活動内容

（１）市町村の将来ビジョンに関する支援

農業者や地域住民の意向を踏まえて、中山間地の農業振興に向けた自発的な取組の「道しるべ」となる将来ビジョンを市町村が策定するにあたり、協力・助言と、将来ビジョンの実効確保に向けて各種事業の活用促進などの支援。

（２）地域別農業振興計画に関する支援

地域振興局単位に策定する地域別農業振興計画について、地域実情を捉えて、早期に効果が発揮される仕組みや内容の検討と、支援事業の進捗等を踏まえた計画の評価。

（３）横断的な課題に対する検討

農村地域の活性化や暮らし支援など様々な課題に対し、農業分野としての関わり方などの検討。

（４）中山間地農業ルネッサンス事業の活用

中山間地の特色を活かした農業の展開、都市農村交流、農村への移住・定住など多様な取組に対し、関連事業を活用し中山間地域の活性化を支援。

また、地域の抱える課題を解決する取組を進めるため、市町村やＪＡ、農業農村支援センター等と連携し、集落を支援。

第3号議案

令和2年度 長野県農業再生協議会 収支予算書(案)

自 令和2年4月 1日
至 令和3年3月 31日

収入総額 23,881,000 円
支出総額 23,881,000 円
差引残額 0 円

1 収入の部

(単位:円)

科目	令和2年度 当初予算額	平成31年度 (令和元年度) 当初予算額	増減	備考
補助金	23,095,000	34,906,000	△ 11,811,000	
委託金	636,000	636,000	0	
繰越金	150,000	474,000	△ 324,000	
収入計	23,881,000	36,016,000	△ 12,135,000	

2 支出の部

(単位:円)

科目	令和2年度 当初予算額	平成31年度 (令和元年度) 当初予算額	増減	備考
米・戦略作物部会	4,050,000	4,307,000	△ 257,000	
担い手・農地部会	19,831,000	31,709,000	△ 11,878,000	
支出計	23,881,000	36,016,000	△ 12,135,000	

※ 各部会会計(案)の詳細は、別紙のとおり

(米・戦略作物部会)

令和2年度 収支予算書(案)

自 令和2年4月1日
至 令和3年3月31日

収入総額 4,050,000 円
支出総額 4,050,000 円
差引残額 0 円

1 収入の部

(単位:円)

科目	令和2年度 当初予算額	平成31年度 (令和元年度) 当初予算額	増減	備考
補助金	3,900,000	3,857,000	43,000	
令和2年度 経営所得安定対策推進事業補助金	3,900,000	3,857,000	43,000	
繰越金	150,000	450,000	△ 300,000	
令和元年度 経営所得安定対策推進事業の額の 確定に伴う繰越金	150,000	450,000	△ 300,000	
合 計	4,050,000	4,307,000	△ 257,000	

2 支出の部

(単位:円)

科目	令和2年度 当初予算額	平成31年度 (令和元年度) 当初予算額	増減	備考
経営所得安定対策推進事業補助金	3,900,000	3,857,000	43,000	
県協議会事務費	3,900,000	3,857,000	43,000	
国庫返還金	150,000	450,000	△ 300,000	
令和元年度 経営所得安定対策推進事業の額の 確定に伴う繰越金	150,000	450,000	△ 300,000	
合 計	4,050,000	4,307,000	△ 257,000	

※附帯決議事項

過去に行った補助事業について、残余金等が生じた場合は、国の指示に基づき速やかにその額を国に返還するものとする。

(担い手・農地部会)

令和2年度 収支予算書 (案)

自 令和2年4月 1日
至 令和3年3月 31日

収入総額 19,831,000 円
支出総額 19,831,000 円
差引残額 0 円

1 収入の部

(単位:円)

科 目			令和2年度 当初予算額	平成31年度 (令和元年度) 当初予算額	増 減	説 明
款	項	目				
1. 補助金			19,195,000	31,049,000	△ 11,854,000	
	1. 地域営農基盤強化総合対策事業		18,395,000	30,249,000	△ 11,854,000	
		1. 担い手育成対策事業補助金	9,385,000	9,387,000	△ 2,000	地域営農基盤強化総合対策事業 (県費補助金)
		2. 農業経営者総合サポート事業補助金	9,010,000	20,862,000	△ 11,852,000	地域営農基盤強化総合対策事業 (国庫補助金)
	2. NAGANO農業女子ステップアップ支援事業	1. 農業女子経営力アップ支援事業補助金	800,000	800,000	0	NAGANO農業女子ステップアップ支援事業 (県費補助金)
2. 委託金			636,000	636,000	0	
	1. 経営所得安定対策費	1. 積立金管理事務委託費	636,000	636,000	0	収入減少影響緩和交付金管理事務費 (国庫委託費)
3. 繰越金	1. 繰越金	1. 繰越金	0	24,000	△ 24,000	前年度繰越金
合 計			19,831,000	31,709,000	△ 11,878,000	

2 支出の部

科 目			令和2年度 当初予算額	平成31年度 (令和元年度) 当初予算額	増 減	説 明
款	項	目				
1. 担い手・農地対策事業費			19,195,000	31,049,000	△ 11,854,000	
	1. 地域営農基盤強化総合対策事業	1. 担い手育成支援事業費	9,385,000	9,387,000	△ 2,000	(1) 研修会の開催 (集落営農経営発展支援研修会、人・農地プランの実質化推進研修会、農業労働力確保支援研修会、遊休農地活用推進研修会、農業経営管理能力向上セミナー) (2) 担い手情報発行 ほか (県補助事業)
		2. 農業経営者総合サポート事業費	9,010,000	20,862,000	△ 11,852,000	(1) 農業経営者サポート事業 6,510千円 (農業経営相談所の設置・運営、農業経営者へのサポート活動、経営相談会の開催、信州農業MBA研修の開催) (2) 農業経営法人化支援補助金 2,500千円 (法人化10組織 ②250千円) (国補助事業)
	2. NAGANO農業女子ステップアップ支援事業	1. 農業女子経営力アップ支援事業費	800,000	800,000	0	農業女子経営力アップ支援事業補助金 (県補助事業)
2. 経営所得安定対策事業費	1. 資金管理費	1. 資金管理事務費	636,000	636,000	0	収入減少影響緩和交付金管理事務費 (国委託費)
3. 雑支出	1. 雑支出	1. 雑支出	0	24,000	△ 24,000	借入利息等
合 計			19,831,000	31,709,000	△ 11,878,000	

第4号議案

令和2年度 担い手・農地部会の借入金の最高限度額及び借入金（案）について

1 借入金最高限度額

金 5,000,000円

2 借入先

長野県信用農業協同組合連合会

第5号議案

令和元年度 長野県農業再生協議会 補正予算書（案）

自 平成31年4月 1日
至 令和2年3月 31日

	当初予算額	補正予算額	補正後予算額
収入総額	36,016,000	△ 13,607,000	22,409,000 円
支出総額	36,016,000	△ 13,607,000	22,409,000 円
差引残額	0	0	0

1 収入の部

（単位：円）

科目	令和元年度 当初予算額	補正予算額	令和元年度 補正後予算額	備考
補助金	34,906,000	△ 13,607,000	21,299,000	
委託金	636,000	0	636,000	
繰越金	474,000	0	474,000	
収入計	36,016,000	△ 13,607,000	22,409,000	

2 支出の部

（単位：円）

科目	令和元年度 当初予算額	補正予算額	令和元年度 補正後予算額	備考
米・戦略作物部会	4,307,000	0	4,307,000	
担い手・農地部会	31,709,000	△ 13,607,000	18,102,000	
収入計	36,016,000	△ 13,607,000	22,409,000	

(担い手・農地部会)

令和元年度 補正予算書 (案)

自 平成31年4月1日
至 令和2年3月31日

	当初予算額	補正予算額	補正後予算額
収入総額	31,709,000	△ 13,607,000	18,102,000 円
支出総額	31,709,000	△ 13,607,000	18,102,000 円
差引残額	0	0	0 円

1. 収入の部

(単位: 円)

科 目			令和元年度 当初予算額	補正予算額	令和元年度 補正後予算額	説 明
款	項	目				
1.	補助金		31,049,000	△ 13,607,000	17,442,000	
	1. 地域営農基盤強化総合対策事業		30,249,000	△ 13,607,000	16,642,000	
		1. 担い手育成対策事業補助金	9,387,000	0	9,387,000	地域営農基盤強化総合対策事業 (県費補助金)
		2. 農業経営者総合サポート事業補助金	20,862,000	△ 13,607,000	7,255,000	地域営農基盤強化総合対策事業 (国庫補助金)
	2. NAGANO農業女子スタッフアップ支援事業	1. 農業女子経営力アップ支援事業補助金	800,000	0	800,000	NAGANO農業女子スタッフアップ支援事業 (県費補助金)
2.	委託金		636,000	0	636,000	
	1. 経営所得安定対策費	1. 積立金管理事務委託費	636,000	0	636,000	収入減少影響緩和交付金管理事務費 (国庫委託費)
3.	繰越金	1. 繰越金	24,000	0	24,000	前年度繰越金
合 計			31,709,000	△ 13,607,000	18,102,000	

2. 支出の部

科 目			令和元年度 当初予算額	補正予算額	令和元年度 補正後予算額	説 明
款	項	目				
1.	担い手・農地対策事業費		31,049,000	△ 13,607,000	17,442,000	
	1. 地域営農基盤強化総合対策事業					
		1. 担い手育成支援事業費	9,387,000	0	9,387,000	(1) 研修会の開催 (県落営農経営発展支援研修会、人・農地プランの実質化推進研修会、農業労働力確保支援研修会、遊休農地活用推進研修会、農業経営管理能力向上セミナー) (2) 担い手情報発行 ほか (県補助事業)
		2. 農業経営者総合サポート事業費	20,862,000	△ 13,607,000	7,255,000	(14,262) (1) 農業経営者サポート事業 5,655千円 (農業経営相談所の設置・運営、農業経営者へのサポート活動、経営相談会の開催) (6,600) (2) 農業経営法人化支援補助金 1,600千円 (法人化4組織 400千円) (国補助事業)
	2. NAGANO農業女子スタッフアップ支援事業	1. 農業女子経営力アップ支援事業費	800,000	0	800,000	農業女子経営力アップ支援事業補助金 (県補助事業)
2.	経営所得安定対策事業費	1. 資金管理費	636,000	0	636,000	収入減少影響緩和交付金管理事務費 (国委託費)
3.	雑支出	1. 雑支出	24,000	0	24,000	借入利息等
合 計			31,709,000	△ 13,607,000	18,102,000	

